

箱根町地下水保全要綱（素案）

（目的）

第1条 この要綱は、町民の共有財産である地下水及び温泉が限られた資源であることに鑑み、地下水の保全及び適切な管理を行うことにより、これら資源の持続的で安定した利用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。)を除く地下水(湧水を含む)をいう。
- (2) 井戸 地下水を採取するための設備をいう。
- (3) 井戸の所有者 井戸を所有する者又は事業所をいう。
- (4) 源泉 地下水又は温泉が自然に又は動力により湧出する場所をいう。

（町の責務）

第3条 町は、町民の生活に支障が生じないようにするため、地下水の保全に係る施策を実施する責務を有する。

（新規井戸の地下水採取の協議）

第4条 新たに地下水を採取するにあたっては、次に掲げる(1)～(4)の条件に適合し、(5)～(7)の条件を遵守するものとする。

- (1) 地下水の使用目的が必要かつ相当であること。
 - (2) 用途上、水道水又は河川水若しくは雨水等をもって代えることが著しく困難であること。
 - (3) 地下水採取予定地の半径150メートル以内にある源泉所有者に同意を得ていること。
 - (4) 吐出口の断面積が22平方センチメートル以下であること。
 - (5) 地下水の使用水量が把握できる箇所に量水器を設置し、計量法に基づいた管理をすること。
 - (6) 町の地下水の水源を涵養するための施策に協力すること。
 - (7) 障害が発生した場合は、必要な措置を講じること。
- 2 井戸を設置しようとする者は、井戸ごとに、地下水採取協議書(第1号様式。以下「協議書」という。)をあらかじめ町長に提出し、協議するものとする。
- 3 前2項の規定は、井戸の変更について準用する。

（協議の結果の通知）

第5条 町長は、前条第2項の規定による協議があった場合は、協議書を提出した者にその結果を通知するものとする。

2 町長は、前項の通知をする場合において必要があると認めるときは、この要綱の目的を達成するために必要と認められる事項を併せて通知するものとする。

（井戸設置工事完了届）

第6条 第4条第2項の規定に係る協議を経て着手した井戸の工事が完了した場合は、井戸設置工事完了届(第2号様式)を町長に提出するものとする。

（適用除外）

第7条 第4条の規定は、公共用の水道水源の確保及び非常災害のために必要な応急措置については、適用しない。

(井戸の所有者の地位の承継)

第8条 井戸の所有者から井戸を譲り受け又は相続、合併若しくは分割により取得した者は、この要綱の規定における適用については、井戸継承届(第3号様式)を町長に提出することで、当該井戸の所有者の地位を承継することができるものとする。

(井戸の廃止)

第9条 井戸の所有者は、井戸を廃止した場合は、井戸廃止届(第4号様式)を町長に提出するとともに、当該井戸周辺の水環境に影響を与えないために必要な処置を講じるものとする。

(地下水採取量の報告)

第10条 井戸の所有者又はその代理者は、毎年1月末日までに、前年1月1日から12月31日までに採取した地下水の量等を地下水採取量等報告書(第5号様式)により町長に報告するものとする。

(地下水の監視)

第11条 町長は、地下水の状態を把握するため、定期的に地下水の水位の監視を行うものとする。

(井戸の適正管理)

第12条 井戸の所有者は、定期的に水質検査を行う等井戸を適正に管理しなければならない。

(地下水有効利用)

第13条 井戸の所有者は、地下水の有効な利用を図るため、地下水の多段階の利用、雨水の代用等、節水に協力するものとする。

(助言又は指導等)

第14条 町長は、地下水の保全上必要があると認められる場合は、井戸の所有者又はその代理者に対し、指導若しくは助言をし、又は期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとする。

(実施細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に井戸の所有者であるものは、当該井戸について第4条第2項の規定による協議を行ったものとみなす。

3 附則第2項に規定する者に対する第10条の適用については、同条中「井戸」とあるのは、「1日当たりの平均的な地下水の採取量が50立方メートル以上の井戸」とする。